

第8回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部 議事要旨

日時：令和6年8月27日（火） 14：35～14：55

場所：官邸2階小ホール

出席者：岸田内閣総理大臣、林内閣官房長官、坂本農林水産大臣、自見内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策 消費者及び食品安全 地方創生）、馬場総務副大臣、矢倉財務副大臣、あべ文部科学副大臣、濱地厚生労働副大臣、神田内閣府大臣政務官、土田デジタル大臣政務官兼内閣府大臣政務官、平沼内閣府大臣政務官兼復興大臣政務官、中野法務大臣政務官、穂坂外務大臣政務官、吉田経済産業大臣政務官、朝日環境大臣政務官、小里内閣総理大臣補佐官、村井内閣官房副長官、森屋内閣官房副長官、栗生内閣官房副長官、阪田内閣官房副長官補、山口農林水産省大臣官房総括審議官

○ 冒頭、林内閣官房長官から、議事について説明があった。坂本農林水産大臣から次のような説明があった。

- ・ まず、6月の当本部での総理からの御指示を踏まえ検討を進めてきた「食料・農業・農村基本法改正等を受けた新たな政策の展開方向」について御説明する。
- ・ 資料1を御覧いただきたい。新たな基本計画の策定に向けて、今月29日に食料・農業・農村政策審議会への諮問を行い、議論を開始する。新たな基本計画では、食料自給率を含む食料安全保障の確保に関する事項について、国内外の食料需給動向等を踏まえつつ、目標を設定する。
- ・ 具体的施策については、輸入依存度の高い麦大豆を増産し水田政策を見直すこと、食品アクセスを確保する取組を強化すること、新たな環境直接支払交付金を創設することなど、新たな政策の方向性を示していきたいと考えている。
- ・ また、農林水産物・食品の輸出については、先週23日、関係閣僚会議を開催いただいた。更なる輸出拡大の実現に向けて、農地の大区画化や有機農業の推進等による輸出産地の育成や、非日系も含めた新市場の開拓など、取組を強化していく。
- ・ 予算についても、総理からの御指示を踏まえ、初動の5年間で各種施策を集中的に実施し、農林水産業・食品分野の所得の向上を図っていく。令和7年度予算概算要求においては、早期に具体化できる事業として、「スマート農業技術活用促進集中支援プログラム」の創設、地域計画を核とした共同利用施設等の新設・再編に対する支援の充実など、農政の転換につながる新規・拡充予算を要求していく。
- ・ 法整備については、6月の当本部で御説明した3本の法案を次期通常国会に提出する準備を進めるとともに、複数の魚種等を対象とできる漁業共済制度を創設する法案について、最速で令和6年中の法案提出に向けて検

討を進めていく。

- ・ 次に資料2を御覧いただきたい。最近、端境期になり米の品薄状態が見受けられ、国民の皆様にも御心配をおかけしている「米の需給状況」について御説明する。
- ・ 最近の米の需給動向については、令和5年産米の需要が堅調に推移し、在庫量は低下しているが、それでもなお、在庫率は平成23年、24年と同水準であり、需給全体としては、ひっ迫している状況にはなく、十分な在庫量が確保されている。既に新米の出回りも始まっているが、引き続き、出荷、在庫等の状況を把握していく。農林水産省では、食品アクセスの確保にも資する取組として、こども食堂等に対して、全国10か所の窓口で政府備蓄米の無償交付を行っている。
- ・ また、資料3として、先ほど申し上げた輸出関係閣僚会議で示された「農林水産物・食品の輸出拡大に向けた取組状況と今後の展開方向」をお配りしている。
- ・ 私からの説明は以上。農林水産省としては、改正基本法に掲げた理念を実現する新たな基本計画と、それを裏付ける予算・関連法が措置できるよう、省一丸となって全力で取り組んでいく覚悟である。関係省庁とも連携して進める必要があるので、関係各位におかれては、引き続き御協力を願います。

○ これを受けて、林官房長官から、次のような発言があった。

- ・ 先ほど農林水産大臣からの説明にあった輸出関係閣僚会議において、私からは、輸出額目標の達成のためには、輸出の増加ペースを今まで以上に引き上げなければならないこと、このため、需要拡大の取組と供給力向上の取組を車の両輪として実施する必要があり、とりわけ、現地系のスーパーやレストランなどの新市場の開拓、生産・流通拠点の整備や産地の構造転換を通じた輸出産地の育成、我が国の農産物を原材料として輸出する外食事業者や、食品流通の効率化を担う物流事業者等の海外展開などを進めることが重要となることを申し上げた。
- ・ その上で、需要拡大と供給力向上の好循環を生み出すべく、来年度予算の概算要求に必要な施策を盛り込むとともに、産地の取組のフォローアップを行うなど、必要な取組を加速するよう、関係閣僚に対して指示をした。

○ 自見内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策 消費者及び食品安全 地方創生）から、次のような発言があった。

- ・ 食品ロス削減と食品寄附促進の取組について、消費者及び食品安全担当大臣として御説明する。資料4を御覧いただきたい。
- ・ 我が国では、食品ロス削減推進法に基づく基本方針において、2030年度

までに 2000 年度比で食品ロス量を 489 万トンにまで半減させる目標を掲げている。昨年 12 月 22 日には、食品ロス削減推進会議において「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」を取りまとめた。直近の食品ロス量は、事業系は目標達成、家庭系も目標まであと 20 万トンとなっている。今年 7 月 2 日に開催した推進会議では、年度末の基本方針の改定に向けた議論をスタートさせ、総理からも、更なる削減を目指して政府一丸となって取組を進めるよう、御指示をいただいた。

- ・ このたびの食料・農業・農村基本法の見直しにおいては、「食品アクセスの確保」の考え方が明記され、食料安全保障の強化の観点からも、経済的、物理的に食品へのアクセスが困難な方々も健康な食生活を享受できるよう、取組を推進する必要がある。まだ食べることができる食品を食品寄附に回すことは、食品ロスの大幅な削減とともに、円滑な食品アクセスの確保に寄与し、こども食堂や生活困窮者への支援につながるなど福祉的な効果も期待できる。
- ・ 我が国の食品寄附量は、海外と比較して著しく低い水準であり、フードバンクへの食品寄附等に対する潜在的な需要が十分に想定される。これは、我が国において食品寄附に対する社会的信頼が十分に醸成されていないことが一因であると考えられる。そのため、一定の管理責任を果たすことができるフードバンク等を、認定等の仕組みによって特定するためのガイドラインを、今年度末までに作成するべく、官民協議会の場を通じて検討を進めている。
- ・ なお、同ガイドラインに沿った取組を行っているか認定する枠組みの実証事業等を行うため、令和 7 年度予算要求も行っていく。
- ・ 加えて、食品ロス削減、食品寄附促進、食品アクセス確保の 3 つの施策を関係省庁や地方公共団体が縦割りに陥ることなく、一体的に取り組めるよう、これらを包括する概念を「食の環」と呼ぶこととし、共通のロゴマークを作成した。このロゴマークを使用して、民間も含めてワンボイスで発信する取組を、「食の環」プロジェクトとして推進する。これらについては、農林水産省が進めている政府備蓄米のこども食堂等への活用の推進とも連携して取り組んでいく。
- ・ 食品ロス削減推進法に基づく基本方針の改定は、食料・農業・農村基本法に基づく基本計画の改定と連携して進めていきたいと考えており、食でつなぐ共生社会の実現に向けて、農林水産省を始めとする関係省庁とも連携して、取り組んでいく。

○ 穂坂外務大臣政務官から、次のような発言があった。

- ・ 農林水産物・食品の輸出拡大にあたっては、外務省として、在外公館にて各種 PR イベントを実施するなど、日本産食品の魅力と安全性を諸外国

に正しく発信する活動に、積極的に取り組んでいる。

- ・ また、日本産食品に対する輸入規制が残る6か国・地域に対して、二国間会談、政府間会合、国際機関における会議等、様々な機会を活用し、輸入規制撤廃の働きかけを続けているほか、ALPS処理水放出後の科学的根拠に基づかない輸入規制強化についても、即時撤廃をあらゆるレベルで求めている。
- ・ さらに、輸入規制の影響を受けた日本産食品の代替販路の拡大、風評被害の払拭にも積極的に取り組んでいる。例えば、今年に入ってから、日本の水産物の魅力をアピールするPRイベントを、50公館で70回実施した。
- ・ 今後も、在外公館を活用しつつこれらの取組を継続・強化していく。

○ 吉田経済産業大臣政務官から、次のような発言があった。

- ・ 経済産業省としては、農林水産物・食品も対象とした「新規輸出1万者支援プログラム」や「水産業を守る」政策パッケージ等により、見本市への出展や商談会の開催、専門家による伴走支援、越境ECを活用した海外販路開拓を通じ、農林水産物・食品の輸出拡大を支援している。
- ・ また、東京電力福島第一原子力発電所事故に端を発する風評の払拭を目指し、残された輸入規制の撤廃に向けて取り組んでいる。特に、ALPS処理水の海洋放出に伴う、一部の国・地域による科学的根拠に基づかない輸入規制の即時撤廃に向けた働きかけを行っている。
- ・ 今後とも、関係省庁・機関と連携し、輸出目標の達成に貢献するため、全力で取り組んでいく。

○ 最後に、岸田内閣総理大臣から、次のような発言があった。

- ・ 国内外の情勢変化を踏まえ、農政の憲法たる「食料・農業・農村基本法」の抜本改正を行った。これを受け、初動5年間を「農業構造転換集中対策期間」として集中的に取組を進め、林業・漁業を含めて、農林水産・食品分野の政策の再構築を進める。
- ・ まず、本年度中に策定する新たな基本計画において、輸入依存度の高い麦・大豆の増産と、水田政策を見直す取組、非日系需要も含む海外需要の新規開拓と、輸出向けの国際競争力ある産地の育成を推進し、輸出の抜本拡大を図る取組、グリーン化に向けた新たな環境直接支払交付金の創設の取組、国民一人一人の食品アクセスを確保する取組、これらの取組について重点的に議論を行った上で、効果的な政策を基本計画に盛り込むようお願いする。
- ・ その上で、初年度となる来年度予算において、「スマート農業技術活用促進集中支援プログラム」、地域農業における共同利用施設の新設・再編等の施策を効果的に進めていく「地域計画実現総合対策」、漁獲対象魚種の複合化支援の強化と、海や漁村の地域資源の魅力を活用していく「海業（うみぎょう）振

興支援事業」、これらの所得向上につながる新たな取組について、具体的な事業内容の調整を重点的に進めるようお願いする。

- ・ あわせて、「合理的な価格形成」、「人口減少下での農業用インフラの保全管理」、「林業経営体の育成と森林の集積・集約化」、「複合的な漁業の推進」に向けた4本の法整備について、国会提出に向けた作業を加速するようお願いする。
- ・ また、現下の最重要課題である物価高対策に関連し、既に様々な食品が値上がりしている中、「食品アクセスの確保」は、喫緊の課題。坂本農林水産大臣においては、消費者の立場に立って、米の流通不足の懸念に対処し、引き続き、市場を注視し、円滑な流通に取り組むことをお願いする。さらに、こども食堂やフードバンクへの政府備蓄米の無償交付について、来月初頭から、現在は全国10か所の申請窓口を全都道府県域に設置するとともに、通年での申請を可能とし、切れ目なく備蓄米を提供できる体制を来月からスタートするようお願いする。
- ・ 自見大臣においては、坂本農林水産大臣と連携し、フードバンクを通じた支援が一層進むよう、食品寄附に関するガイドラインを本年度中に策定し、食料アクセスの抜本的な改善を図るようお願いする。

以上

文責：内閣官房副長官補付